

## 国道 147 号・148 号沿道景観育成重点地域景観計画の変更について（概要）

### 1 変更の理由及び内容

#### (1) 変更の理由

白馬村が景観行政団体に移行し、景観計画を策定することが予定されている。

長野県景観育成計画では、景観計画の区域を「景観行政団体である市町村、松本市、上田市の区域を除く長野県の区域」としている。また、信州の景観の骨格や顔となる地域として重点的に景観の育成を行うため個別に定めた「国道 147 号・148 号沿道景観育成重点地域景観計画」において、沿道地域及び田園地域として白馬村の区域が含まれていることから、白馬村に係る区域について削除することが必要となった。

#### (2) 変更の内容

「国道 147 号・148 号沿道景観育成重点地域景観計画」から、白馬村に係る区域部分（沿道地域、田園地域）について削除する。

現在の区域と削除範囲については、資料 1-3～資料 1-6 のとおり。

### 2 根 拠

長野県景観条例（平成 4 年条例第 22 号）

#### 第 5 条第 1 項

知事は、景観計画を定めようとするときは、法第 9 条の規定によるほか、あらかじめ、広く県民の意見を求めるとともに、長野県景観審議会の意見を聴かなければならない。

#### 第 5 条第 2 項

前項の規定は、景観計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

### 3 手 続

令和 4 年 4 月	白馬村からの協議書の受理 関係市町村（大町市・松川村）からの意見聴取（意見なし） 県民意見（パブリックコメント）募集（意見なし）
5 月	県景観審議会への意見聴取
6 月	県都市計画審議会への意見聴取
11 月	景観計画の変更の告示・縦覧
令和 5 年 1 月 1 日	景観計画の廃止（白馬村景観計画発効と同時）

#### 参 考

##### ※景観行政団体について

景観法に基づき「景観行政事務」を処理する地方公共団体。都道府県、政令指定都市及び中核市は自動的に景観行政団体となり、それ以外の市町村は都道府県と協議することにより景観行政団体となる。

##### ※景観計画について

景観行政団体が定めることのできる「良好な景観の形成に関する計画」。良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項、景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針（任意）等を定める。長野県では「長野県景観育成計画」としている。